

「愛知県有料老人ホーム設置運営指導指針」の改正について

1 概要

令和3年4月1日に国が定める「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」（以下、「国標準指針」という。）が改正された（適用：R3.7.1）ことから、「愛知県有料老人ホーム設置運営指導指針」（以下、「県指針」という。）の改正を行う。

2 国標準指針の主な改正点

- (1) 直接処遇介護職員への認知症介護基礎研修の受講の措置を講じることを追加
- (2) 職場におけるハラスメント防止等の措置を講じることを追加
- (3) 感染症や非常災害の発生時における業務継続計画の策定等の措置を講じることを追加
- (4) 非常災害対策計画等、非常災害に関する具体的な計画の策定等の措置を講じることを追加
- (5) 感染症の予防及びまん延の防止のため、対策を検討する委員会を6ヶ月に1回以上開催する等の措置を講じることを追加
- (6) 協力医療機関の協力科目について入居者に周知すること明記
- (7) 運営懇談会や、各種委員会等について、テレビ電話装置等を活用して行えること明記
- (8) 入居者の安否確認について、毎日1回以上等、具体的方法等について明記
- (9) 虐待防止のための委員会の設置、指針整備、担当者の設置等の措置を講じることを追加
- (10) 前払金の保全措置の法的義務づけの経過措置期間が終了したことを明記
- (11) 個人根保証契約を行う場合の極度額の設定を含み、民法の規定に従うことを明記
- (12) 事故の発生又はその再発を防止するための担当者を置く措置を講じることを追加
- (13) 事故発生時の賠償について、「設置者の責めに帰すべき事由により」発生した場合によることを明記
- (14) 有料老人ホームの経営状況に関する情報の開示について、前払金を受領する場合に限らないことを明記
- (15) 各種書面により実施していた各種事務について、書面に代えて、電磁的記録により実施できることを追加
- (16) 老人福祉法、介護保険法等の改正、ガイドライン等の刷新による項ずれ等の修正
- (17) 重要事項説明書の一部を改正（元号、加算等表記）

3 本県の対応

- (1) 国標準指針の改正内容に準じ、県指針を改正する。
（有料老人ホームが介護サービス情報公表システムに組み込まれ、重要事項説明書を都道府県が取りまとめたうえ、システムに公表するスキームになっており、国の示している、システムに対応した重要事項説明書（エクセル様式）に変更）

- (2) 従来は設置届出時の図面チェックリスト上においてのみ規定していた事項について、県指針に明記（居室の面積について内法により算出する等測定方法、夫婦部屋の面積、地階への設置不可、廊下有効幅について手すりを除き算出、食堂面積等）
- (3) これまで県指針上、定員の遵守規定がなかったため、県独自規定として追加
- (4) 従来は県指針において従来は国標準指針に対し独自に追加していた項目については、改正後の県指針においても引き続き規定する。

<主な独自追加項目>

防 災 対 策	<ul style="list-style-type: none"> ・スプリンクラーの必置 ・夜間対応の避難訓練の実施、食糧等の備蓄
感 染 予 防	<ul style="list-style-type: none"> ・給食従事者の検便実施 ・感染症の発生、まん延防止措置の実施→従来独自追加していたものを溶け込み
利 用 料	<ul style="list-style-type: none"> ・入居までの準備金として受領できる費用の明示 ・利用料改定に当たって運営懇談会での意見聴取
設 備	<ul style="list-style-type: none"> ・一般居室、介護居室の別を廃し、居室(介護居室)に統一 ・汚物処理室、看護・介護職員室の基準を追加 ・ナースコール等緊急通報装置の必置
運 営	<ul style="list-style-type: none"> ・整備・保存すべき書類の明示

4 その他

適用日は令和3年7月1日とする。